

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第2条―第28条）

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第29条―第34条）

第3節 火の使用に関する制限等（第35条―第40条）

第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第41条）

第3章 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第42条―第47条）

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第48条―第60条）

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第61条―第63条）

第3節 基準の特例（第64条）

第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加（第65条―第75条）

第6章 防火管理及び防災管理並びに避難管理（第76条―第91条）

第7章 雑則（第92条―第102条）

第8章 罰則（第103条・第104条）

附則

第1章から第6章まで （略）

第7章 雑則

第92条から第100条まで （略）

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第101条 消防局長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防局長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、組合長が定める。

（委任）

第102条 この条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項は、組合長が定める。

第8章 （略）

附 則（平成28年2月26日）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第101条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに限り、第5章の規定は適用せず、帯広市火災予防条例（昭和61年帯広市条例第20号）、北十勝消防事務組合火災予防条例（昭和49年北十勝消防事務組合条例第1号）、西十勝消防組合火災予防条例（昭和48年西十勝消防組合条例第3号）、南十勝消防事務組合火災予防条例（昭和48年南十勝消防事務組合条例第23号）、東十勝消防事務組合火災予防条例（昭和61年東十勝消防事務組合条例第3号）又は池北三町行政事務組合火災予防条例（昭和49年池北三町行政事務組合条例第1号）（以下これらを「旧火災予防条例」という。）に規定する消防用設備等の技術上の基準の付加に関する規定は、当該条例が適用されていた区域内において、なおその効力を有する。
- 3 平成29年4月1日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における消防用設備等が第5章の規定に適合しないときは、当該規定にかかわらず、旧火災予防条例に規定する消防用設備等の技術上の基準の付加に関する規定を適用する。
- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、旧火災予防条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、施行日においてそれぞれこの条例の相当する規定によりなされたものとみなす。
- 5 施行日の前日において、旧火災予防条例及び旧火災予防条例の一部を改正する条例の附則に置かれた経過措置に関する規定の適用を受けている法律関係は、施行日以降においては、この条例により生じたものとみなす。この場合において、当該規定中に適用を留保し、又は除外するものとして引用されている旧火災予防条例の規定は、この条例の相当する規定に読み替えるものとする。
- 6 施行日の前日までにした行為及び前項においてみなすこととされる場合のうち、なお従前の例によることとされているものに係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際、現に危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクが第54条の規定に適合しないときは、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 施行日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、第90条及び第91条の規定は適用しない。